

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年8月5日
【四半期会計期間】	第64期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社桜井製作所
【英訳名】	SAKURAI LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 脇本 憲一
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市東区半田町720番地
【電話番号】	(053) 432-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役部品部部长 山崎 重之
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市東区半田町720番地
【電話番号】	(053) 432-1711 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役部品部部长 山崎 重之
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第1四半期連結 累計期間	第64期 第1四半期連結 累計期間	第63期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	1,037	719	3,948
経常利益又は経常損失() (百万円)	138	39	229
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(百万円)	53	38	112
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4	45	60
純資産額(百万円)	5,695	5,645	5,750
総資産額(百万円)	6,674	6,555	6,754
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	13.36	9.71	28.15
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	85.3	86.1	85.1

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第63期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 第63期第1四半期連結累計期間及び第63期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第64期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円高の長期化や東日本大震災の影響により生産活動の停滞、雇用環境の悪化など依然として、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間の売上高は、719百万円と前年同期に比較して318百万円(前年同期比30.7%減)の減収となりました。セグメントごとでは、自動車部品製造事業が四輪部品等の減少により529百万円、工作機械製造事業がロータリーフライス等の減少により190百万円となりました。

利益面につきましては、自動車部品製造事業の大幅な売上減が主な要因となり、営業損失は35百万円(前年同期は営業利益136百万円)、経常損失は39百万円(前年同期は経常利益138百万円)、四半期純損失は38百万円(前年同期は四半期純利益53百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は受取手形及び売掛金が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ198百万円減少し、6,555百万円となりました。

負債につきましては、未払法人税等が減少したため94百万円減少し909百万円となりました。

純資産は配当金の支払などにより5,645百万円となり、前連結会計年度末に比べ104百万円減少しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

- 1．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス担当の取締役の指揮・監督のもと、全社横断的なコンプライアンス体制を確立する。
コンプライアンス活動を充実させ、法令遵守の徹底、及び企業倫理の向上を図る。
- 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社内規定に基づき、法令上保存が義務付けられている文書及び重要な会議の、議事録、稟議書、契約書等を書面または電磁的媒体に記録し、保存する。
- 3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
事業推進に伴うリスクの管理については担当部署を決め、規則、ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は取締役会に報告し、責任者を決定し、速やかに対応する。
- 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役、使用人が共有する全社的な目標及び効率的達成の方法を取締役会が定め、達成に努める。取締役会は結果をレビューし、阻害要因の、排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。
- 5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を決め、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。
- 6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は社員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- 7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項及び監査役からの要請事項が速やかに報告できる体制を整備する。
- 8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は監査業務を円滑に進める為、取締役会、全社会議、各部生産会議に出席する。
- 9．反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
また、必要に応じ、警察当局、顧問弁護士などの外部専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。
- 10．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、1百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	4,000,000	大阪証券取引所 JASDAQ市場 (スタンダード)	単元株式数 100株
計	4,000,000	4,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		4,000,000		200,700		25,563

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日現在で記載しています。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,998,700	39,987	-
単元未満株式	普通株式 400	-	-
発行済株式総数	4,000,000	-	-
総株主の議決権	-	39,987	-

(注)「単元未満株式」には当社所有の自己株式34株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社桜井製作所	浜松市東区半田町720	900	-	900	0.02
計	-	900	-	900	0.02

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,141,124	1,243,204
受取手形及び売掛金	782,104	459,789
有価証券	887,000	800,000
製品	50,544	18,980
仕掛品	434,202	541,684
原材料	35,747	47,853
繰延税金資産	8,548	12,605
その他	7,037	8,458
貸倒引当金	844	626
流動資産合計	3,345,464	3,131,949
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	678,722	663,801
機械装置及び運搬具(純額)	922,777	941,499
土地	638,912	638,912
その他(純額)	32,262	48,974
有形固定資産合計	2,272,674	2,293,187
無形固定資産	16,589	15,749
投資その他の資産	1,119,425	1,114,381
固定資産合計	3,408,690	3,423,319
資産合計	6,754,154	6,555,268
負債の部		
流動負債		
買掛金	158,051	206,322
未払法人税等	68,095	3,531
役員賞与引当金	6,000	1,001
その他	251,600	186,421
流動負債合計	483,747	397,275
固定負債		
退職給付引当金	291,669	285,771
役員退職慰労引当金	18,180	18,180
資産除去債務	24,313	25,202
その他	185,846	183,316
固定負債合計	520,010	512,470
負債合計	1,003,757	909,746

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,700	200,700
資本剰余金	25,563	25,563
利益剰余金	5,527,174	5,428,507
自己株式	771	771
株主資本合計	5,752,666	5,654,000
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	147,322	144,178
為替換算調整勘定	149,592	152,656
その他の包括利益累計額合計	2,269	8,478
純資産合計	5,750,396	5,645,522
負債純資産合計	6,754,154	6,555,268

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	1,037,941	719,467
売上原価	765,180	621,880
売上総利益	272,760	97,586
販売費及び一般管理費	135,778	133,139
営業利益又は営業損失()	136,982	35,553
営業外収益		
受取利息	1,790	2,041
受取配当金	508	434
賃貸収入	12,517	13,481
助成金収入	-	2,178
雑収入	851	506
営業外収益合計	15,667	18,642
営業外費用		
支払利息	1,399	183
不動産賃貸原価	4,246	4,183
為替差損	8,462	17,978
雑損失	-	4
営業外費用合計	14,108	22,349
経常利益又は経常損失()	138,541	39,260
特別利益		
固定資産売却益	77	31
特別利益合計	77	31
特別損失		
固定資産売却損	-	94
固定資産廃棄損	1,033	705
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	16,357	-
環境対策費	1,232	-
特別損失合計	18,623	800
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	119,996	40,029
法人税、住民税及び事業税	63,385	310
法人税等調整額	3,193	1,510
法人税等合計	66,578	1,200
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	53,417	38,828
四半期純利益又は四半期純損失()	53,417	38,828

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	53,417	38,828
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	50,021	3,143
為替換算調整勘定	854	3,064
その他の包括利益合計	49,167	6,208
四半期包括利益	4,250	45,036
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,250	45,036

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 (退職給付引当金) 当社は、平成23年4月1日に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 なお、本移行による損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	76,835千円	85,119千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59,987	15	平成22年3月31日	平成22年6月17日

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59,985	15	平成23年3月31日	平成23年6月17日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	自動車部品製造 事業	工作機械製造 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	787,261	250,679	1,037,941		1,037,941
セグメント間の内部売上高 又は振替高	905	6,744	7,650	7,650	
計	788,167	257,424	1,045,591	7,650	1,037,941
セグメント利益	122,683	14,298	136,982		136,982

(注) セグメント利益と四半期連結損益計算書の営業利益に差異はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	自動車部品製造 事業	工作機械製造 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	529,051	190,415	719,467		719,467
セグメント間の内部売上高 又は振替高		1,472	1,472	1,472	
計	529,051	191,888	720,940	1,472	719,467
セグメント損失()	10,646	24,906	35,553		35,553

(注) セグメント損失と四半期連結損益計算書の営業損失に差異はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四 半期純損失金額()	13円36銭	9円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	53,417	38,828
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額()(千円)	53,417	38,828
普通株式の期中平均株式数(株)	3,999,145	3,999,066

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月4日

株式会社桜井製作所
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 英喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社桜井製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社桜井製作所及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。